



福祉

保健福祉課からののお知らせ

問 保健福祉課 社会福祉係【臨時福祉給付金担当】 ☎476-1111(173・143)

◆2つの給付金の受け付けをしています

確認じゃ！



～臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか？～

臨時福祉給付金



対象者

住民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く

1人につき1万円

子育て世帯臨時特例給付金



対象者

平成26年1月分の児童手当の受給者

※児童手当の所得制限限度額以上の方や生活保護受給者等は除く

子ども1人につき1万円

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の申請を現在受付中です。申請期限は、平成26年9月16日（火）までですので、申請がまだお済みでない方はお早めにお問い合わせいたします。

【受付会場】 保健福祉課社会福祉係 月～金曜日 8：30～17：15まで

※大崎町中央公民館での受け付けは終了しました。

平日、申請に来れない方は、下記の日程でお越しください。

●大崎町中央公民館1階第3会議室・・・平成26年8月31日（日） 9：00～15：00

●野方改善センター・・・・・・・・・・・・平成26年9月7日（日） 9：00～15：00



【申請期限】 平成26年9月16日（火） 17：15まで

※申請期限を過ぎると、給付金を受け取ることができませんのでご注意ください。

注意！

- ・臨時福祉給付金の申請には、申請者全員分の①身分証明書（運転免許証または保険証など） ②通帳またはキャッシュカードなど口座番号がわかるもの ③印鑑が必要となります。
- ・申請しないと給付金を受け取ることができません。対象かどうか確認し、申請してください。



『臨時福祉給付金』（簡素な給付措置）や『子育て世帯臨時特例給付金』の**”振り込め詐欺”や”個人情報の詐欺”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。